

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成22年8月2日現在)

(単位:件)

年度	平成12 (2000)	平成13 (2001)	平成14 (2002)	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	合計	年度
国(※)	3	10	22	27	21	28	32	56	52	12	3	266	国(※)
都道府県	2	2	22	6	14	11	18	28	21	26	7	157	都道府県
北海道					2	1				1	1	5	北海道
青森						1						0	青森
岩手						1						1	岩手
宮城			13		1							14	宮城
秋田								1				1	秋田
山形								1				1	山形
福島			2						1			3	福島
茨城									1		1	2	茨城
栃木								1	3	1	3	8	栃木
群馬		1			1							2	群馬
埼玉							2	1				3	埼玉
千葉							2	1		1		4	千葉
東京	1					1	2	1		12		17	東京
神奈川							2	1	1			4	神奈川
新潟						1						1	新潟
富山												0	富山
石川												0	石川
福井												0	福井
山梨												0	山梨
長野						1	2					3	長野
岐阜					1	1			2	1		5	岐阜
静岡			1	2	3	1	3	4	3	1	1	19	静岡
愛知								2				2	愛知
三重												0	三重
滋賀									1			1	滋賀
京都					3			1	1	1		6	京都
大阪						1			2			3	大阪
兵庫				1	1	2	3	1	2	2		12	兵庫
奈良												0	奈良
和歌山												0	和歌山
鳥取								2				2	鳥取
島根												0	島根
岡山												0	岡山
広島												0	広島
山口	1							1	1			3	山口
徳島								4		1	1	6	徳島
香川					1			1				2	香川
愛媛								1		1		2	愛媛
高知			1			1				2		4	高知
福岡								1	1			2	福岡
佐賀		1	1	1		1	1	2	1			8	佐賀
長崎								1				1	長崎
熊本			2						1	2		5	熊本
大分			2	2			1					5	大分
宮崎												0	宮崎
鹿児島												0	鹿児島
沖縄												0	沖縄

※ 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成22年4月1日～同年8月2日）

※ 消費者庁又は都道府県において法的措置がとられた事件のうち、公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、措置を行った消費者庁又は都道府県のホームページをご覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分行 政庁	事業者名	事件概要
22.4.8 【措置命 令】	消費者庁	株式会社山方 屋	<p>株式会社山方屋は、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、牛の内臓を袋詰めした商品について、当該商品の包装袋に貼付したシールに「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、当該商品にはその正肉が「宮崎牛」と認められる牛の内臓のみを用いているかのように表示していたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、当該商品に用いていた内臓は、その正肉が「宮崎牛」と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100408premiums1.pdf</p>
22.4.8 【措置命 令】	消費者庁	株式会社益正 グループ	<p>株式会社益正グループは、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称する牛の内臓を袋詰めした商品及び「日本一宮崎牛もつ鍋「極」と称する牛の内臓を袋詰めした商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品について、同社がインターネット上に開設したウェブサイトに「日本一宮崎牛 ホルモンミックス（150g）」等を記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、前記2商品にはその正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように表示していたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、前記2商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100408premiums1.pdf</p>

22. 5. 13 【指示】	栃木県	栃木しゃも加工組合	<p>栃木しゃも加工組合は、少なくとも平成20年1月から平成22年3月までの期間、レバー又は砂肝をスモークした商品について、「地鶏栃木しゃもの薫製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料は栃木しゃものレバー又は砂肝が使用されているかのように表示していたが、実際には、栃木しゃもでない鶏のレバー又は砂肝が混在されていた。</p> <p>http://www.pref.tochigi.lg.jp/menu/press/p_22d/d133000_00000183.html</p>
22. 5. 19 【指示】	徳島県	J Aコープ食品株式会社	<p>J Aコープ食品株式会社は、平成20年6月から平成22年4月までの期間、精米等について、生産者直売コーナーののぼり等に「安全安心が問われている今、生産者の顔が見える野菜・果物がいいですよネ!」、「作った人の顔が見えます。」等と記載し、農産物に生産者名を印字したラベルを貼付することにより、あたかも、当該農産物はラベルに記載された生産者が生産したかなどのように表示していたが、実際には、架空の生産者名又は事実と異なる生産者が生産したものなどであった。</p> <p>http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010051900042/files/shijinonaiyou_.pdf</p>
22. 6. 16 【指示】	北海道	株式会社カワシヨク	<p>株式会社カワシヨクは、水産物加工品について、容器・包装の商品名に「いきいき うにくらげ」等と記載し、「うに」を最も大きな文字で記載することにより、あたかも、原材料として相当量の「うに」が使用されているかのように表示していたが、実際には、原材料に占める「塩うに」の比率は、極めて少量であった。</p> <p>同社は、同様に水産物加工品について、容器・包装の商品名に「いきいき うに数の子」と記載し、「数の子」を「うに」に次ぐ大きな文字で記載し、また、一括表示欄の原材料として「ししゃも卵」と記載することにより、あたかも、原材料として相当量の「数の子」が使用されているかのように表示していたが、実際には、原材料に占める「数の子」の比率は、極めて少量であり、かつ、「数の子」の9倍以上の「からふとししゃも卵」が使用されているものであり、また、「ししゃも卵」は使用されていなかった。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/E9163680-4826-42CC-99EA-C29012EFEF57/0/220618press.pdf</p>
22. 6. 24 【措置命令】	消費者庁	株式会社シップス	<p>株式会社シップスは、平成21年6月25日ころから同年9月14日ころまでの間、アメリカ合衆国に所在するメーカーが「Cally Slipper」との商品名で販売していた婦人靴を同メーカーから輸入し、「ムートンモカシン」との商品名を付して、同社が「ZOZOTOWN」と称するショッピングサイトに掲載</p>

			<p>したウェブページ上において、「ミネトンカ：ムートンモカシン」、「天然羊毛のムートンを使用し、まるでふかふかの絨毯の上を歩いているような履き心地。またムートンは通気性に優れていて、水分をすばやく発散してくれますので、いつでも快適な状態を保つことができます。暑い時は涼しく、寒いときは暖かく感じることができる、天然羊毛の快適さをいかしたモカシンです★」、「※またシープスキンは伸縮性がよく、履きこむにつれて足にフィットしてきます。履いているうちにムートンも沈んでいきますので、普段のサイズからは少し小さめのサイズをおすすめしております。」、「素材 羊革, ラバーソール」等と記載することにより、あたかも、同メーカーがムートンを用いた商品として販売しているものであり、原材料にムートンが用いられているかのように表示していたが、実際には、同メーカーにおいてムートンを用いたものとして販売されているものではなく、原材料として牛革及びアクリル繊維が用いられているものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100624premiums.pdf</p>
22.7.16 【指示】	静岡県	株式会社ユー マート	<p>株式会社ユーマートは、平成22年5月19日から同年6月22日までの間、干サクラエビを自社で小分け包装した商品について、「静岡県産」と記載することにより、あたかも、当該商品が静岡県産の干サクラエビを使用した商品であるかのように表示していたが、実際には、台湾産干サクラエビを使用した商品であった。</p> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/sochi/untitled.html20100716.html</p>
22.7.23 【指示】	栃木県	鈴木伸行	<p>鈴木伸行は、平成21年2月から、販売目的のためメキシコ産オレンジ蜜を仕入れ、原材料として使用していたにもかかわらず、「はちみつ（国産）」、「国産天然はちみつ」及び「ミカン蜜」と記載することにより、あたかも、当該商品が国産のはちみつを使用している商品であるかのように表示していた。</p> <p>また、少なくとも平成21年7月から平成22年5月までの間、中国産アカシア蜜を原材料に混入させたはちみつについて、「国産天然はちみつ」、「はちみつ（国産）」と記載することにより、あたかも、当該商品が国産のはちみつを使用している商品であるかのように表示していた。</p> <p>http://www.pref.tochigi.lg.jp/menu/press/p_22d/d133000_00000190.html</p>
22.7.23 【指示】	栃木県	合資会社旭堂	<p>合資会社旭堂は、鈴木伸行に製造を委託していたはちみつについて、「はちみつ（国産）」、「国産天然はちみつ」と記載することにより、あたかも、当該商品が国産のはちみつを使用している商品であるかのように表示</p>

		<p>していたが、実際には、「中国産アカシア蜜」と「国産アカシア蜜」が混在した商品であった。</p> <p>また、少なくとも平成21年7月から平成22年5月までの間、当該商品を小売店を通して及びウェブサイトにおいて「栃木のうまいもの」、「栃木県産はちみつ」等と広告し、それぞれ一般消費者に販売していた。</p> <p>http://www.pref.tochigi.lg.jp/menu/press/p_22d/d133000_00000190.html</p>
--	--	--